

工事請負契約の違約金債権（自働債権）と別個の工事請負契約の請負報酬債権（受働債権）の相殺の可否（消極）

【文献種別】 判決／福岡高等裁判所
【裁判年月日】 平成30年9月21日
【事件番号】 平成30年（ネ）第92号
【事件名】 請負代金請求控訴事件
【裁判結果】 原判決変更、請求一部認容（上告、上告受理申立て）
【参照法令】 破産法72条1項2号・3号、2項2号
【掲載誌】 金法2117号62頁

LEX/DB 文献番号 25563750

事実の概要

建設業者A社は、Y県との間で、(ア)平成28年4月12日に請負金額3,852万3,600円とする請負契約（以下「本件請負契約ア」とする。）、(イ)平成27年9月17日に請負金額1億3,577万8,680円（平成28年2月12日の変更契約後）とする請負契約（以下「本件請負契約イ」とする。）、(ウ)平成28年3月31日に請負金額212万0,040円（平成28年5月10日の変更契約後）とする請負契約（以下「本件請負契約ウ」とする。）、(エ)平成27年10月19日に請負金額4,556万3,040円（平成28年3月14日の変更契約後）とする請負契約（以下「本件請負契約エ」とする。）を締結した（以下「本件各請負契約」という。）。

A社は、Y県に対し、平成28年6月10日までに、本件請負契約ウに基づく工事を完成して引き渡したが、同月15日付で本件請負契約エにつき、同月16日付で本件請負契約アイにつき、それぞれ、「経営不振のため、当該工事の続行は不能となりましたのでお届けします」と記載された工事続行不能届を交付した。出来高から前払報酬を控除したA社のY県に対する報酬債権額は、本件請負契約アが1,626万2,360円、本件請負契約イが430万4,029円、本件請負契約ウが212万0,040円であった。本件請負契約エについては、前払報酬が出来高よりも73万6,800円上回っていた。

Y県は、A社に対し、同月17日に本件請負契約アイについて、同月20日に本件請負契約エについて、工事請負契約の解除事由に該当することを理由とする契約解除通知をそれぞれ交付し、各

契約を解除した。各契約にはいずれも契約金額の10分の1を違約金とする旨の違約金条項が定められており、各契約の解除に伴い、Y県は、A社に対し、本件請負契約アについて385万2,360円、本件請負契約イについて1,357万7,968円、本件請負契約エについて455万6,304円の違約金債権を取得した。

平成28年6月23日、A社は福岡地方裁判所八女支部より破産手続開始決定を受け、Xが破産管財人に選任された。

Xは、Y県に対して、本件請負契約アイエの出来高報酬及び本件請負契約ウの完成報酬の支払いを求めて提訴した。Y県は、各契約の違約金債権の合計額、本件請負契約ウの前払余剰額返還債権及びこれに対する利息債権を自働債権とする相殺を主張し、各相殺が破産法72条1項2号又は3号により禁止されるか否かが争点となった。

原審（福岡地判平30・1・9金法2117号73頁）は、Y県は、A社が「支払不能又は支払停止に陥った後に、本件各違約金債権を取得した可能性もある」が、「仮に破産法72条1項2号又は3号に該当するとしても、同条2項2号にも該当」し、「自働債権と受働債権は、密接な関連性を有しているといえ、注文者である被告及び請負人である破産会社は、本件各請負契約を締結した当時から、これらが相殺により決済されることを予期していたというべき」であり、「注文者である被告は……相殺を行うことについて、合理的な期待を有していた」として、Y県の相殺を認め、Xの請求を棄却した。Xが控訴。

判決の要旨

原判決取消し、請求一部認容。

1 「法は、破産債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする破産手続の趣旨が没却されることのないよう、法72条1項3号において破産者に対して債務を負担する者が支払の停止があったことを知って破産債権を取得した場合にこれを自働債権とする相殺を禁止する一方、同条2項2号において上記債権の取得が『支払の停止があったことを破産者に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因』に基づく場合には、相殺の担保的機能に対する債権者の期待は合理的なものであって、これを保護することとしても、上記破産手続の趣旨に反するものではないことから、相殺を禁止しないこととしているものと解される。」

2 「請負契約関係において、当該請負契約に係る仕事の完成と当該請負契約に係る仕事の報酬債権は対価牽連関係にあり、相互に担保的な機能を有しているところ」、「各違約金債権は、いずれも、それぞれの請負契約に係る仕事の未完成により当該請負契約が解除された場合に損害賠償を請求することができることを前提に、その損害賠償額を予定するものであって、当該請負契約の未完成部分に係る仕事の履行請求権が変容したものといえる。そして、ある特定の請負契約関係において、当該請負契約に係る仕事の未完成により注文者に請負人に対する損害賠償請求権が発生し得ることは、民法の規定上も明らかであり、破産会社の他の債権者にとっても予測可能な事態である。このことからすれば、本件各違約金債権は破産会社の支払停止を被控訴人が知った後に本件発注者解除条項に基づく解除権を行使したことにより発生したものであるが、被控訴人が、本件各未完成請負契約に係る違約金債権をそれぞれ取得した場合に、それぞれ同一の請負契約関係においては、未完成部分に係る仕事の履行請求権が変容したものといえる当該請負契約に係る違約金債権を自働債権として、これと対価牽連関係にある当該請負契約に係る報酬債権との間で相殺することを期待することは合理的なものといえる。」「本件請負契約アに係る報酬債務を負う被控訴人が本件請負契約アに係る違約金債権を取得し、本件請負契約イに係る報酬債務を負う被控訴人が本件請負契約イ

に係る違約金債権を取得したことは、それぞれ法72条2項2号にいう『支払の停止があったことを破産債権者が知った時より前に生じた原因』に基づく場合に当たることから、本件請負契約アに係る違約金債権を自働債権として、本件請負契約アに係る出来形に相応する報酬債権と対当額で相殺し、また、本件請負契約イに係る違約金債権を自働債権として、本件請負契約イに係る出来形に相応する報酬債権と対当額で相殺することは、いずれも許される。」

3 これに対し、本件請負契約アイエについては、「それぞれ工事内容を異にする別個独立の契約関係にあり、他の請負契約によって生じる債権債務とは対価牽連関係にないところ、このような対価牽連関係にない法律関係において、ある特定の請負契約に係る違約金債権を自働債権として、これと別個の請負契約に係る報酬債権との間で相殺することを期待することは直ちには合理的なものといえることができない。」とした上、以下のとおり説示して、本件各契約間における違約金債権と報酬債権との相殺については、「相殺に対する期待があったとしても、それが合理的なものであることを認めるべき事情は見いだせない」ため、「法72条2項2号にいう『支払の停止があったことを破産債権者が知った時より前に生じた原因』に基づく場合に当たるといえることはできず」「いずれも法72条1項3号により許されない」とした。

「本件請負契約アの締結当時、破産会社と被控訴人が、本件請負契約アに係る報酬債権をもって、これに先立ち締結された本件請負契約イに係る被控訴人の違約金債権の引当てとしたことは認められないし、本件請負契約アに先立ち締結された本件請負契約ウに係る報酬債権をもって、本件請負契約アに係る被控訴人の違約金債権の引当てとしたことも認められない。」

「本件請負契約イの締結当時、破産会社と被控訴人の間で、本件請負契約ア及び本件請負契約ウの締結が予定されていたことはうかがわれなところ、破産会社と被控訴人が、本件請負契約イに係る報酬債権をもって、その後締結された請負契約に係る被控訴人の違約金債権の引当てとすることをしていたことは認められず、本件請負契約イの締結後に、本件請負契約イに係る報酬債権をもって、本件請負契約ア又は本件請負契約ウの違

約金債権の引当てとし、あるいは、本件請負契約ア又は本件請負契約ウに係る報酬債権をもって、本件請負契約イに係る被控訴人の違約金債権の引当てとしたことは認められない。」

「本件請負契約エの締結当時、破産会社と被控訴人が、本件請負契約エに係る報酬債権をもって、これに先立ち締結された本件請負契約イに係る被控訴人の違約金債権の引当てとしたことや、その後締結された本件請負契約ウ及び本件請負契約アに係る被控訴人の違約金債権の引当てとしたことは認められないし、本件請負契約アないし本件請負契約ウの各報酬債権を、本件請負契約エに係る違約金債権等被控訴人の債権の引当てとしたことも認められない。」

「本件請負契約ウについては、破産会社の支払停止の当時、仕事が完成して引渡しを終え、完了検査も受けており、単に被控訴人の破産会社に対する報酬支払債務の履行を残すのみであったところ、当時、本件各違約金債権は発生しておらず、本件請負契約ウに係る報酬債権と相殺適状にはなかった。また、本件請負契約ウに係る報酬債権は、本件請負契約ウの締結当時、本件請負契約ア、本件請負契約イ及び本件請負契約エに係る各違約金債権（本件各違約金債権）の引当てとされていたことは認められず、本件請負契約ア、本件請負契約イ及び本件請負契約エにおいて、本件各契約書に定める本件発注者解除条項に基づく解除権の行使による本件各違約金債権発生蓋然性が高かったことをうかがわせる事情も見いだせない。これらのことからすれば、本件請負契約ウに係る報酬債権に対しては、破産会社の支払停止の当時、すべての破産債権者が等しく破産会社の責任財産としての期待を有していたといえる。また、破産会社の支払停止の当時、本件請負契約ウについては破産会社に対する報酬支払義務の履行を残すのみであった被控訴人が、本件相殺を行うことが可能になったのは、破産会社から資金繰りに窮して工事の続行が困難であるとの相談を受け、他の破産債権者に先んじて破産会社の資金繰り上の危機を知り、支払停止後に本件各違約金債権を発生させる一方、本件請負契約ウに係る報酬支払債務を履行せずに済んだことによるものといえる。」

判例の解説

一 本判決について

注文者が、請負人の支払停止を知った後、約定解除権を行使したことによって取得した違約金債権を自働債権とし、請負人の報酬債権を受働債権とする相殺につき、本判決は、同一の請負契約間では、相殺に対する期待が合理的であるため違約金債権の取得が破産法72条2項2号の「支払の停止があったことを破産債権者が知った時より前に生じた原因」によるため相殺禁止が解除されるが、別個の請負契約間では直ちには相殺に対する期待が合理的なものとは認められず、本件各契約相互の関係からも相殺の合理的期待が認められず違約金債権の取得が上記「前に生じた原因」によるものとはいえないとした。

二 判例及び学説の状況

1 破産法72条1項3号・2項2号の趣旨

破産法72条1項3号は、債権者平等の観点から、破産債権の取得が破産者の支払停止後にされており破産債権者が破産者の支払停止について悪意であった場合には当該破産債権を自働債権とする相殺を禁止する。ただし、破産債権の取得が「支払停止があったことを破産債権者が知った時より前に生じた原因」による場合には、同条2項2号により相殺が許される。同条2項2号は、破産法71条2項2号と同趣旨であり、相殺禁止の要件が満たされる時期以前に破産債権者が合理的な相殺期待を有しているとみられることを理由に相殺禁止を解除したものである¹⁾。

2 「前に生じた原因」の意義

「前に生じた原因」については、破産法71条2項2号のリーディングケースである最判昭63・10・18（民集42巻8号575頁）、最判平10・4・14（民集52巻3号813頁）、最判平26・6・5（民集68巻5号462頁）によって、相殺の担保的機能に対する合理的な期待の有無を基準にその有無を判断する判例法理が形成されている²⁾。学説上は、債務負担又は債権取得の直接かつ具体的な原因である必要があるという説明がされているものの³⁾、個々の事例における相殺の期待の程度を緻密に分析することが有益であると指摘されてきた⁴⁾。

3 類似事案の裁判例

本件同様、公共工事の請負契約において、請負

人が履行不能届を提出したことを受けて注文者が約定解除権を行使し、これに伴って注文者が取得した違約金債権を自働債権とし、請負人の未払報酬債権を受働債権とする相殺の可否が争点となった裁判例として、東京高判平 13・1・30（訟月 48 卷 6 号 1439 頁）、東京地判平 28・6・2（金法 2054 号 60 頁）がある。いずれも本件と同じく異なる公共工事の請負契約間での違約金債権と報酬債権の相殺の可否が争点となったが、いずれの裁判例も違約金債権は「前に生じた原因」により取得されたものとして相殺を認めた。これらの裁判例を分析した論者は、実損害とかけ離れた違約金債権を自働債権とする相殺は相殺権の濫用と考えるべきと指摘するものの、報酬債権の発生原因とは異なる請負契約に基づいて違約金債権が取得された点については触れていない⁵⁾。

4 平成 29 年改正民法 511 条 2 項本文の

「前の原因」の解釈

平成 29 年改正民法 511 条 2 項本文は、自働債権が差押え後に取得されたものであっても、それが「差押え前の原因に基づいて生じた」場合の相殺を許容した。これは破産法 72 条 2 項 2 号と平仄を合わせたものと評価されている⁶⁾。民法学説では、改正民法 511 条 2 項本文の「前の原因」を、自働債権と受働債権の内容及び相互の関連性を考慮したときに相殺への合理的期待があるか否かによって判断すべきとして、自働債権と受働債権の発生原因の同一性（対価的牽連関係）を重要な考慮要素としつつ、発生原因が別であるときには、当該事件のもつ類型的特徴から、自働債権を生じさせた「原因」が相殺への期待を直接かつ具体的に基礎付ける程度のものであるか否かを個別に判断するしかないとするなど、「前の原因」を制限的に解釈する見解が有力である⁷⁾。

四 本判決の検討

本判決は、自働債権である違約金債権と受働債権である報酬債権が異なる請負契約に基づいて生じた場合、債権相互の対価的牽連性がないため、直ちには相殺の期待の合理性を肯定することはできないとした。その上で、各請負契約において、先立って締結された別の請負契約の報酬債権を違約金債権の引当てとしたとは認められないこと、締結未了の請負契約の締結が予定されておらず締結未了の請負契約の報酬債権を違約金債権の引当

てとしたとは認められないことから、相殺期待の合理性を認めず、違約金債権の取得は、破産法 72 条 2 項 2 号の「前に生じた原因」に基づく場合にあたらないとした。自働債権と受働債権の対価的牽連性を重視した判断枠組みを用いて、前掲東京高判及び前掲東京地判とは異なる判断をしている点に本判決の意義がある。

前記民法学説が示すように対価的牽連性を重視すること自体はあり得よう。ただ、発注者は、後行契約による請負人の債務不履行（違約金債権発生）のリスクに対して請負工事中の先行契約による請負報酬に担保設定を受け、先行契約による請負人の債務不履行（違約金債権発生）のリスクに対して後行契約による将来の請負報酬に担保設定を受けたという見方もできる。本件各契約のように同一当事者間で連続して締結された公共工事の請負契約では、担保設定に類する明示的合意がなくとも、契約相互間で請負人の債務不履行リスクを担保し合っていると評価し、発注者の相殺期待の合理性を肯定することも可能であるようにも思われる。判断枠組みと共に議論の残る点であろう。

●—注

- 1) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第 4 版〕』（有斐閣、2018 年）535 頁。伊藤眞ほか『条解破産法〔第 2 版〕』（弘文堂、2014 年）567 頁。
- 2) 山本和彦「相殺の合理的期待と倒産手続における相殺制限」金法 2007 号 10 頁、伊藤眞「相殺の合理的期待は Amuletum（護符）たりうるか」NBL1084 号 10 頁以下。
- 3) 伊藤・前掲注 1）535 頁、伊藤ほか・前掲注 1）560 頁。
- 4) 竹下守夫編集代表『大コメンタール破産法』（青林書院、2007 年）310 頁 [山本克己]。具体的基準の定立を指向する学説として、中西正「いわゆる『合理的相殺期待』概念の検討」事業再生と債権管理 136 号 46 頁、同「民事手続法における相殺期待の保護（上）（中）（下）」NBL1046 号 35 頁・同 1047 号 37 頁・同 1048 号 50 頁。
- 5) 田頭章一「請負人の破産と注文者からの相殺の可能性」『民事訴訟法の理論 高橋宏志先生古希祝賀論文集』（有斐閣、2018 年）1225 頁以下。
- 6) 潮見佳男『新債権総論 II』（信山社、2017 年）310 頁以下。
- 7) 潮見・前掲注 6）313 頁以下。具体的な検討として中井康之「相殺をめぐる民法改正——差押えと相殺・債権譲渡と相殺」『今中利昭先生傘寿記念 会社法・倒産法の現代的展開』（民事法研究会、2015 年）730 頁以下。中井康之ほか「相殺をめぐる民法改正と倒産手続——差押え・債権譲渡と相殺に関連して」金法 2036 号 6 頁以下も参照。

弁護士 福井俊一